

夜間認可保育所の新規認可について

(申請者：有限会社エルム)

○夜間認可について

有限会社エルムから、同じ建物の1階・2階でそれぞれ経営しているエルムこどもランド(24時間体制認可外)及びエルム保育園(小規模)の2園について、エルムこどもランドと統合(手続上廃止)し、エルム保育園を夜間認可保育所へ移行する旨の認可申請があった。

市(こども育成課)としては、これまで認可外保育施設で実施していた夜間保育事業を、認可保育所により実施することは、保育の質の向上に資するものであり、また、当該施設の利用者が、引き続き、早朝及び深夜帯の保育を利用する意向を示しており、利用ニーズもあると考えられることから、夜間認可保育所として認可する予定である。

○認可施設の概要

【現 状】

施設名称	エルムこどもランド	エルム保育園
施設区分	認可外保育施設	小規模保育事業A型
事業開始	平成13年5月7日	平成28年4月1日
所在地	3条通18丁目(1階)	3条通18丁目(2階)
利用定員	20人	19人 (0歳:6人, 1歳:6人, 2歳:7人)
開所時間	24時間体制	標準:7:30~18:30 短時間:8:30~16:30
提供事業	一時預かり, 24時間保育	



【認可後】

施設名称	エルム保育園
施設区分	夜間認可保育所
事業開始	令和3年4月1日
所在地	3条通18丁目(1階:3歳未満, 2階3歳以上)
利用定員	40人 (0歳:6人, 1歳:6人, 2歳:7人, 3歳:7人, 4歳:7人, 5歳:7人)
開所時間	標準:11:00~22:00 短時間:11:00~19:00
提供事業	長時間延長保育事業(早朝:7:00~11:00, 夜間:22:00~26:00) ※移行に伴う, 経過措置あり
その他	新規認可に向けて自費整備(内部改修)済み

参 考

○夜間保育所の設置認可について（厚労省通知：平成 12 年 3 月 30 日児発第 298 号）

■入所定員：20 人以上

■開所時間：原則 11 時間で 22 時まで（11 時～22 時）

■延長保育：3 時間以上（ただし，延長時間内に平均対象児童数が 3 人以上いること）

※延長保育事業実施について（厚労省通知：平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 10 号）

※現行の旭川市延長保育事業実施要綱では「3 時間」だが改正対応可能